北庄内合併協議会 第1回第2小委員会

日 時:平成16年11月27日(土)第1回協議会終了後

場 所:平田町農村環境改善センター 多目的ホール

次第

- 1 開 会
- 2 正副委員長の選出
- 3 委員長あいさつ
- 4 協 議
 - (1)協議第18号 協定項目23 自治会・行政連絡機構の取扱いについて
 - (2)協議第21号 協定項目24-(4) まちづくり関係事業の取扱いについて
 - (3)協議第32号 協定項目24-(16) 学校関係事業の取扱いについて
 - (4)協議第33号 協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて
 - (5)協議第38号 協定項目24-(3) 電算システムの取扱いについて
 - (6)協議第40号 協定項目5 財産の取扱いについて
- 5 その他
- 6 閉 会

協定項目23

自治会、行政連絡機構の取扱いについて

自治会、行政連絡機構の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会会 長 阿 部 寿 一

記

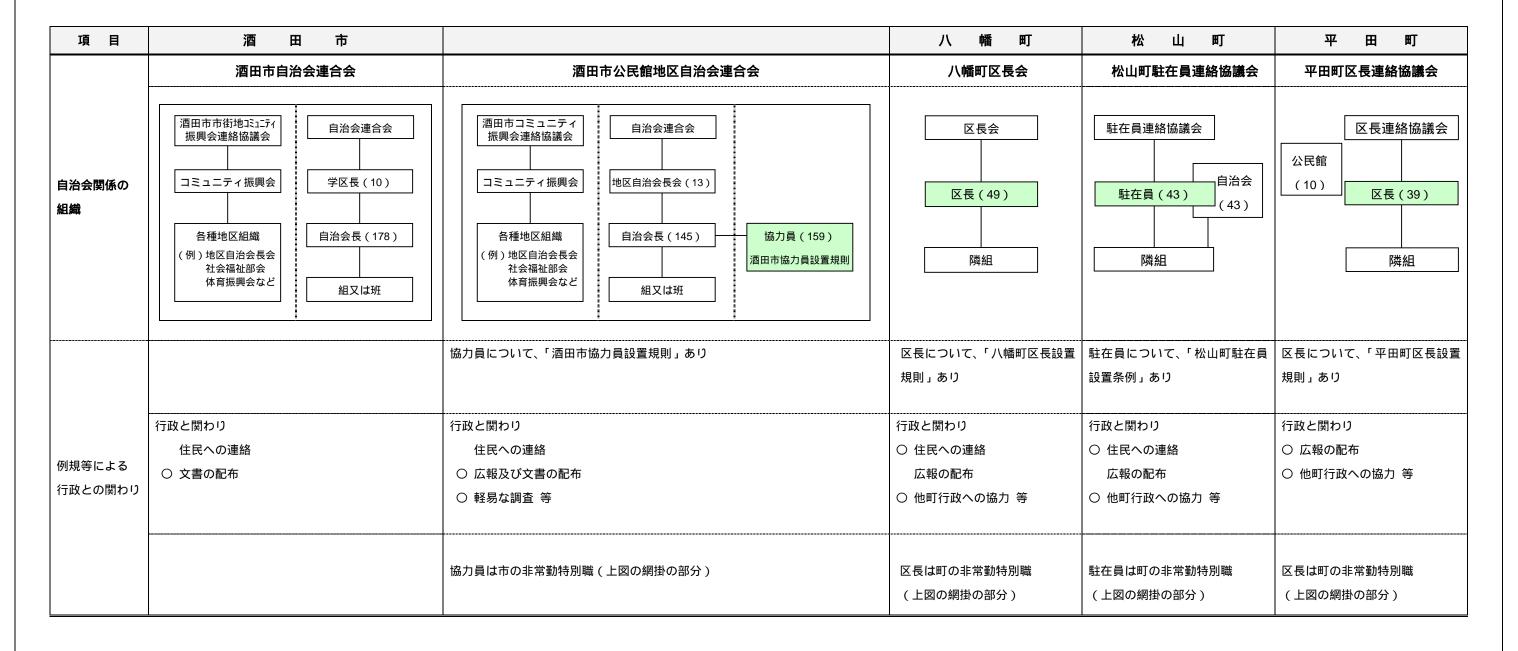
自治会・行政連絡機構の取扱いについて

- (1)自治会(区)長会の組織については、当面現行のとおりとし、合併後速や かに統合するよう働きかける。
- (2)自治会(区)長報酬については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。ただし、広報配布分を除く。
- (3)自治会(区)長会補助金及び酒田市自治会組織等運営費補助金については、 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。

協定項目23	自治会、行政連絡機構の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 自治会(区)長会の組織については、当面現行のとおりとし、合併後速やかに統合するよう働きかける。

所管部会・分科会 企画財政部会 まちづくり分科会

自治会(区)及び自治会(区)長会に関する1市3町の現状



協定項目23	自治会、行政連絡機構の取扱いについて
調整方針(案)	(1)自治会(区)長会の組織については、当面現行のとおりとし、合併後速やかに統合するよう働きかける。

所管部会・分科会 企画財政部会 まちづくり分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
市街地区 公民館地区					
自治会数 182 146	自治会数 49	自治会数 43	自治会数 39	自治会総数 459	自治会(区)の組織につい
					ては、現行のとおりとする。
自治会長会	自治会長会	自治会長会	自治会長会	同名称の自治会	
連合会	区長会	駐在員連絡協議会	《区長連絡協議会》	区 名 市町名	
市街地 178 自治会で組織する「酒田市	八幡町にある 49 の区長で組織する	松山町には町内 43 地区の駐在員で組	平田町の 39 の集落区長で組織する	中村 酒田市 平田町	
自治会連合会」と公民館(中央公民館を	「八幡町区長会」	織する「松山町駐在員連絡協議会」	「平田町区長連絡協議会」	円能寺 酒田市 平田町	
除く)地区 145 自治会で組織する「酒田					
市公民館地区自治会連合会」の二つの連					
合会がある。				似通った名称の自治会	
酒田市自治会連合会は設立から41				曙1~2丁目 酒田市	
年の歴史があり、独自に事務所を構え、				曙 八幡町	
事務はすべて連合会で行っている。				本町1~3丁目 酒田市	
酒田市公民館地区自治会連合会は平				本町 松山町	
成10年4月に設立された。				中町1~3丁目 酒田市	
				仲町 松山町	
【目的】	【目的】	【目的】	【目的】		
自治会活動の自主性を尊重し、加盟自	町と町民との相互連絡協調により、円	町行政事務の円滑な執行と地区住民	町当局と地区住民の連絡協調を図り		
治会相互の融和・親睦並びに連絡協調を	滑な運営に努めるとともに会員相互の	の福祉増進を推進するとともに、会員相	ながら、町民福祉と地区の発展向上を期	自治会(区)長会連絡協議会	
図り、市政発展に協力して健全なる自治	親睦を図る。	互の連携協調を図る。	すとともに、会員相互の親睦を図る。	の立ち上げ	
会の発展に努めると共に、市民活動の向					
上に寄与する。					
		『 対			
【補助金額】	【補助金額】 360,000円	【補助金額】 129,000円	【補助金額】 243,000円		
酒田市自治会連合会					
2,253,000 円					
酒田市公民館地区自治会連合会					
563,000 円					

協定項目 2 3	自治会、行政連絡機構の取扱いについて				
調整方針(案)	(2)自治会(区)長報酬については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後調整する。ただし、広報配布分を除く。				
神空力到(余)	(3)自治会(区)長会補助金及び酒田市自治会組織等運営費補助金については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後調整する。				

所管部会・分科会 企画財政部会 まちづくり分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
酒田市協力員	八幡町区長	松山町駐在員	区長		
市行政事務の円滑を期するため、公民館(中央	住民との連絡を密にし、町行政の円	町行政事務の円滑を期するため、各	町行政事務の円滑を期し、住民の福	広報配布員の委嘱	現行のとおり新市に引
公民館を除く)の所管区及び飛島地区に協力員を	滑な運営を図るため、町長の補助機関	自治会に駐在員を置く。駐在員数43	祉増進等を図るため、各集落に区長1	酒田市の例	継ぎ、合併後調整する。
置く。協力員数159人	として設置している。区長数49人	名。	名を置く。区長数39人	510 円×世帯数	ただし、広報配布分を除
【任期】 2年	【任期】 2年	【任期】 2年	【任期】 2年		८ .
【身分】	【身分】	【身分】	【身分】		
非常勤特別職の職員として市長が委嘱	八幡町非常勤特別職の職員として、	非常勤特別職の職員として町長が	非常勤特別職の職員として町長が		
	町長が委嘱	委嘱	委嘱		
【報酬年額】	【報酬年額】	【報酬年額】	【報酬年額】		
均等割 7,100円	均等割 70,000円	均等割 60,000円	年額 138,000 円		
世帯割 190 円×世帯数	世帯割 1,700 円×世帯数	世帯割 3,500 円×世帯数	【委託料】		
市広報配布 510 円×世帯数			1,200 円×世帯数		
【予算】	【予算】	【予算】	【予算】		
年間予算 6,253,000 円	年間予算 6,703,000 円	年間予算 7,785,000 円	年間予算 7,872,000円		
自治会組織等運営費補助金					
市街地自治会に対して、自治会組織の活動促進					現行のとおり新市に引
を図るため補助金を交付している。					き継ぎ、合併後調整する。
【目的】					
自治会組織の活動促進を図り、もって住民福祉					
の向上に寄与するため、自治会に対して補助金を					
交付する。					
【交付対象】					
酒田市自治会連合会に加入している自治会、そ					
の他住民が組織する自治組織(協力員が配置され					
ている地区を除く)とする。					
【補助金の額】					
世帯数 均等割額 世帯割額 補助金交付金額					
50 以内 7,100 円 9,500 円 16,600 円					
51~100 19,500 円 26,100 円					
101~150 28,500 円 35,600 円					
151~200 38,000 円 45,100 円					
201~250 47,500 円 54,600 円					
251~300 57,000 円 64,100 円					
301~350 66,500 円 73,600 円					
351~400 76,000 円 83,100 円					
401以上 85,500円 92,600円					
【補助金の額】					
6,560,000 円					
自治会連合会補助金	区長会補助金	駐在員連絡協議会補助金	区長連絡協議会補助金		
【補助金額】 酒田市自治会連合会	【補助金額】	【補助金額】	【補助金額】		現行のとおり新市に引
2,253,000 円	360,000 円	129,000 円	243,000 円		き継ぎ、合併後調整する。
酒田市公民館地区自治会連合会					
563,000 円					

協定項目24-(4)

まちづくり関係事業の取扱いについて

まちづくり関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会会長阿部寿一

記

まちづくり関係事業の取扱いについて

- (1)市民活動支援事業については、合併までに調整し統一する。
- (2)地域コミュニティへの補助金、交付金等については、当面現行のとおり とすることを基本とし、合併後調整を図り統一する。
- (3)自治会(区)及び地縁団体等の集会所建設事業については、合併時に統一した方法で実施する。ただし、経過措置として、3町の集会施設の新築事業については平成19年度まで、また、現在利子補給を受けている事業については償還が終わるまで、現行の制度を適用する。

協定項目24-(4)	まちづくり関係事業の取扱いについて
细敕士4 / 安 \	(1)市民活動支援事業については、合併までに調整し統一する。
調整方針(案)	(2)地域コミュニティへの補助金、交付金等については、当面現行のとおりとすることを基本とし、合併後調整を図り統一する。

所管部会・分科会 企画調整部会 まちづくり分科会

事業区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
市民活動支援事業	市民活動支援事業費補助金 【目的】 自主的にまちづくりを実践している市民活動団体の発掘と、市民活動団体の活動に対する新たな事業展開への動機づけを促進するために補助金を交付する。 【支援内容】 5人以上の団体、グループの活動に対象経費の3分の2以内で30万円を上限に助成する。 事業費が5万円以下の活動に対しては、対象額から一定額(1万円)を引いた額を助成する。 【予算】 市民活動支援業務委託料 2,024,000円 内訳 市民活動支援事業費補助金 1,900,000円 市民活動支援事業事務 124,000円	区・地域生涯学習活性化推進補助金 【目的】 各区及び地区生涯学習推進会議が行う地域のよりに資する事業に対し、生きがいづくりに資する事業に対しる。 【支援内容】 次の事業に補助金を交付する。 研修会的な事業 文化的な事業 レクリエーション的な事業 区内の条件等】 がランティアの合団体で行われる事業 区がの条件等】 新世界でのの条件等】 新生涯学習の起爆剤となる事業とが地域ののに意義深い事業 とい地域のの等に意義深い事業 は対してもいる事業とは対しまれる事業とは対しまれる事業とは対しまれる事業とは対しまれる事業とは対しまれる事業とは対しまれる事業とは対しまれる事業とは対しまれる。 は対し、地域の額】 事業費の1/2で5万円を限度。原則3カ年継続事業。 ただし、懇親会費は含まない。 【年間予算枠】	松山町地域づくり団体支援事業補助金 【目的】 個性豊かな活力に満ちた地域社会をつくるために、団体(サークル団体を含む。)が自ら行う地域づくり事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。 【内容】 地域における多様な歴史・文化等を活かした特徴ある地域づくりを推進するため、次の項目に重点を置いて実践する事業とする。 生涯学習の推進に関する事業地域景観形成の推進に関する事業福祉、ボランティア活動の推進に関する事業石統文化の継承、振興に関する事業その他町長が特に必要と認める事業 その他町長が特に必要と認める事業 「予算」 平成 16 年度予算 @120 千円×2 団体=240 千円	тши	合併までに調整し統一する
地域コミュニティへの補助金、交付金等	生涯学習事業で実施 酒田市コミュニティ振興事業補助金 57,771,000円	200,000円 公民館事業で実施 各地区生涯学習推進会議活動補助金 200,000円		まちづくり推進事業費補助金 【目的】 地域(分館単位)を中心に住民が主体となったまちづくり活動を支援し「緑と水心ふれあう町 平田」の実現を図るため補助金を交付する。 【補助内容】 地域づくり計画(分館毎に H12 町総合計画策定時に策定)に計画されている。 ソフト事業及び町長が適当と認めた事業。 予算の範囲内としているが、創設期からおおむね10万円程度の補助としている。 【審査方法等】 毎年5月10日まで企画課へ補助金の申請、翌年度4月10日まで実績報告。内容は事務局が確認。 【予算】 900,000円(90,000円×10分館) 公民館事業で実施地区公民館活動補助金2,700,000円	当面現行のとおりとし、合併後公民館事業等他事行と調整を図ることとする

	協定頃目24-(4)	まちつくり関係事業の収扱いについて				
	調整方針(案)	(3)自治会(区)及び地縁団体等の集会所建設事業	業については、合併時に統一した方法で実施する。	。ただし、経過措置として、	3町の集会施設の新築事業については平成19年度まで、	
	神罡刀到(余)	また、現在利子補給を受けている事業について	は償還が終わるまで、現行の制度を適用する。			

所管部会・分科会 企画財政部会 まちづくり分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
自治会館建設資金利子補給金	公民館建設費補助金交付規程	自治会集会施設整備事業補助金)	集会施設整備費補助金	
【目的】	【目的】	【目的】	【目的】	合併時に統一した方法で実施する。ただ
自治会館建設等(新築、工事額が50万	生涯教育の振興を図るため、地方自治法	自治会(地縁団体の認可を受けた自治会	集落における地域活動の活性化を促進す	し、経過措置として、現在過疎指定を受け、
円以上の改築及び増築)に対し資金の融資	第 260 条の 2 に基づく地縁による団体とし	に限る。) に対して集会施設を整備すること	るため、拠点となる集会施設の整備に要す	過疎計画で取り組んでいく八幡町、松山町
の斡旋及び利子補給を行うことで、自治会	て町長の許可を受けた区の公民館等の集会	で、自治会活動に寄与するもの。	る経費について予算の範囲内で補助金を交	及び平田町の集会施設の新築事業について
活動に寄与するものである。	施設を新築又は増改築する区に対して補助		付する。	は平成19年度まで、また、現在利子補給
	金を交付する。			を受けている事業については償還が終わる
				まで、現行の制度を適用する。
	【補助対象事業】			
	新築、増改築建物の面積は 30 ㎡以上			新市自治会集会施設建設整備事業
	会議集会及び学習・実習に必要な施設			補助基準(案)
	水道、便所を完備			
				1 新築(新設を含む)に係る補助率及び
【補助金の額】	【補助金の額】	【補助金の額】	【補助金の額】	補助金額
利子補給は、融資額600万円を限度と	1/3 以内、限度額 500 万円	建物 1/2 以内 限度額 1,000 万円	新築 一律 500 万円	建設に要する経費の 2 分の 1
し、年利3パーセント以内で7年の元金均	移転補償に伴うものは、実建設費から補	用地 1/2 以内 限度額 500 万円	增築 1/2 以内 限度額 125 万円	限度額 200万円
等償還で算出した額を限度に補助金を交付	償額等を差し引いた額の 1/3 以内、限度額		改修 1/2 以内 限度額 100 万円	ただし、他の公的補助を併せて受ける
する。	500 万円		備品 1/2 以内 限度額 50 万円	場合は、補助金等の合計金額が経費の2
				分の1若しくは200万円を超えない範
【実績】	【実績】	【実績】	【実績】	囲で交付する。
平成 13 年度 1 3 自治会	平成 13 年度 1 区	平成 13 年度 1 自治会	平成 13 年度 5 集落	
952,616 円	5,000 千円	6,032 千円	1,634 千円	2 増改築に係る補助率及び補助金額
平成 14 年度 1 2 自治会	平成 14 年度 1 区	平成 14 年度 なし	平成 14 年度 1 0 集落	建設に要する経費の 2 分の 1
983,016 円	5,000 千円		12,937 千円	限度額 100万円
平成 15 年度 1 0 自治会	平成 15 年度 なし	平成 15 年度 2 自治会	平成 15 年度 1 0 集落	ただし、他の公的補助を併せて受ける
764,494 円		8,291 千円	17,044 千円	場合は、補助金等の合計金額が経費の2
	平成 16 年度計画 1区	平成 16 年度計画 3 自治会	平成 16 年度計画 1 1 集落	分の1若しくは100万円を超えない範
	5,000 千円	26,000 千円	19,500 千円	囲で交付する。
	過疎対策事業債を適用	過疎対策事業債を適用	過疎対策事業債を適用	
	(70%交付税算入)	(70%交付税算入)	(70%交付税算人)	用地費、備品費は建設に要する経費に
				は含めないものとする。

協定項目24-(16)

学校教育関係事業の取扱いについて

学校教育関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会会 長 阿 部 寿 一

記

学校教育関係事業の取扱いについて

- (1)遠距離通学対策については、当面現行のとおりとし、合併後に調整し統一する。
- (2)私立学校等の就学支援事業については、酒田市の例による。
- (3)小学校及び中学校の学区については、現行のとおりとする。
- (4)学校給食の実施方法等については、合併までに調整し統一する。なお、 合併後に酒田市の中学校において完全給食を実施する。
- (5)学校施設の使用料については、合併時に統一する。
- (6)施設整備計画については、現在の各市町の計画を新市に引き継ぐ。

協定項目24-(16)	学校教育関係事業の取扱いについて	
調整方針(案) (1)遠距離通学対策については、当面は現行のとおりとし、合併後に調整し統一する。		のとおりとし、合併後に調整し統一する。

区分	}	酒 田 市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
1.通年通学費 の助成	(1)対象	児童は4km以上 生徒は6km以上	なし	なし	なし	通年通学費については、酒田市の例による。
	(2)内容	広野・新堀小学校は、 特定地区児童に通年分の定期券発行(路線バス) 松原小学校は、特定 地区児童(1年・2年)に 通年分の回数券発行 (福祉乗合バス) 第四・第五中学校は、 特定地区生徒に通年分の定期券発行(路線バス)	なし	なし	なし	
2.冬季通学費の助成	(1)内容	松原小学校は、特定 地区児童(3~6年)に1 1月~3月までの回数券 発行(福祉乗合バス)	なし		南平田小学校は、特 定地区児童に1月~2月 までスケールバス乗車を 許可 東陽小学校は、特定 地区児童に12月~3月 までの朝に限り、スケー ルバス乗車を許可 飛鳥中学校は、特定 地区生徒に1月~3月ま でスケールバス乗車を許可	冬季通学費については、現行のとおりとする。
3.スクールバス 運行事業	(1)対象	児童は4km以上 生徒は6km以上	児童は4km以上 生徒は旧大沢・日向 中学校学区	生徒は6km以上	児童は4km以上 生徒は6km以上	スクールバス運行については、当面現行のとおりとし、原則的に小学
	(2)内容	鳥海小学校は、特定地区児童のためにスクールバス1台運行平田中学校は、特定地区生徒のためにスクールバス1台運行	ためにスクールバス1台 運行	特定地区児童のために スクールバス1台運行	田沢小学校は、特定 地区児童及び特殊事情 児童のためにスクール バス1台運行 南平田小学校は、特 定地区児童のためにス クールバス1台運行 飛鳥中学校は、特定 地区生徒のためにス クールバス1台運行	校4km以上、中学校6km 以上の基準とする。運行 方法については、合併後 に調整して統一化する。
	(3)台数	合計 2台	合計 3台	合計 2台	合計 3台	

協定項目24-(16)	学校教育関係事業の取扱いについて	
調整方針(案)	(2)私立学校等の就学支援事業については、	酒田市の例による。

X	分	酒 田 市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
1.私立幼稚 園就園奨励事 業	(1)目的	私立幼稚園に就園している幼 児の家庭の負担軽減 公・私立幼稚園間の費用負担 の格差縮小		なしなし		私立幼稚園就園奨励事業 については、酒田市の例に よる。
		国の補助制度により、保育料を減免措置した幼稚園に対して補助金を交付。所得額に応じて4ランクに分けて支出 負担割合は国1/3、市2/3	なし	なし	なし	
2.私立幼稚 園にこにこ子 育て支援事業	(1)目的	私立幼稚園に就園している幼児の家庭の負担軽減 公・私立幼稚園間の費用負担 の格差縮小	なし	なし	なし	私立幼稚園にこにこ子育 て支援事業については、酒 田市の例による。
		県の市町村総合交付金制度により、保育料を減免措置した幼稚園に対して補助金を交付 兄弟同時在園家庭に2人目の子供の分を1/2補助、3人目の子供の分として9/10補助 上限額は18,000円 就園奨励補助金該当額を控除負担割合は県1/2、市1/2		なし	なし	
3. 私立幼稚	(1)目的	幼稚園教育の充実	なし	なし	なし	私立幼稚園協会補助金に
園協会補助金 (私立幼稚園 振興費補助	(2)内容	私立幼稚園(8園)に各700千 円相当額の補助金	なし	なし	なし	ついては、酒田市の例による。
4.私立高等学校生徒授業	(1)目的	私立高等学校生徒の授業料の 負担軽減	なし	なし	私立高等学校生徒の授業料の 負担軽減	私立高等学校生徒授業料 軽減補助金については、酒 田市の例による。
料軽減補助金		補助金額は1人年額30,000円 円 対象は、生活保護世帯(年額40,000円)、当該年度市民税非 課税世帯、当該年度市民税が均 等割のみ世帯		なし	補助金額は1人年額25,000円 円 対象は、生活保護世帯、当該 年度市民税非課税世帯、当該年 度市民税が均等割世帯	
5.大学修学 資金利子補給	(') []	大学への就学の奨励	なし	なし	なし	大学修学資金利子補給金については、酒田市の例に
金		補給金は、各種修学貸付金利子 の補給。年額3万円以内。	なし	なし	なし	よる。

協定項目24-(16)	学校教育関係事業の取扱いについて	
調整方針(案)	(3)小学校及び中学校の学区については、現	テのとおりとする。

所管部会・分科会 教育部会 管理・学校教育分科会

項目	酒 田 市	八幡町	松山町	平田町
学区改編	1.通学区域 酒田市立小学校・規則に規定 小学校22校 中学校 9校 2.学区改編について 学区改編審議会を開いて、検討 3.学区外通学・区域外就学について 許可基準(内部規定)に基づき、認定	1.通学区域 八幡町立小学校・中学校通学区域に関する規則に規定 小学校 4校 中学校 1校 2.学区改編について 予定なし 3.学区外通学・区域外就学について 許可基準(内部規定)に基づき、認定	予定なし 予定な過	1 . 通学区域 平田町立小学校、中学校通学区域に関する規則に規定 小学校 3校 中学校 1校 2 . 学区改編について 学校整備計画に基づき統合並びに学区改編 東陽小学校は早期に南平田小学校に統合するべく関係 機関・関係者と折衝。統合時学区改編 田沢小学校は平成20年度までは現状維持し、その後 の在り方は学区民の意見を聴取し決める 3 . 学区外通学・区域外就学について 許可基準(内部規定)に基づき、認定

(単位:人)

<u>×</u> 5	1	š	酉 田	市				八	幡	囲丁				松	山	囲丁				平	田	町				合		計	
	学校名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	学校名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	学校名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	学校名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	琢成小学校	279	256	268	261	252	大沢小学校	42	37	35	30	30	地見興野小学校	56	47	49	46	41	東陽小学校	70	57	46	47	39					
	浜田小学校	313	322	336	311	310	一條小学校	122	127	128			松山小学校	160	155	148	152			57	50	49	58	58	1				
	若浜小学校	411	405	390	375	369	八幡小学校	203	209	194			内郷小学校	97	92	95	95		南平田小学校	288		275	264	258	1				
	富士見小学校	503	540	569	581	585	日向小学校	37	33	32	32	28													1				
	亀城小学校	463	437	429	440	433																							
	松原小学校	689	684	668	675	649																							
	港南小学校	255	244	236	223	200																							
	松陵小学校	392	392	399	386	382																							
	泉小学校	464	473	470	463	482																							
//\	飛島小学校	0	0	0	0	0																							
学	西荒瀬小学校	208	211	197	185	183																							
	新堀小学校	169	160	158	140	142																							
校	広野小学校	155	163	163	151	150																							
	浜中小学校	121	116	107	110	114																							
	黒森小学校	76	81	76	69	65																							
	十坂小学校	341	345	348	350	361																							
	宮野浦小学校	408	411	415	401	380																							
	東平田小学校	117	105	100	97	84																							
	中平田小学校	125	108	113	110																								
	北平田小学校	94	90	86	84	75																							
	鳥海小学校	214	195	206	197	195																							
	南遊佐小学校	79	74	73	60	56																							
-	計		5,812			5,569	計	404	406	389		345	計	313	294	292	293	278	計	415			369		7,008		6,858	6,699	
	学校名	15年度		17年度		19年度	学校名	15年度			18年度		学校名		16年度										15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	第一中学校	312	294	262	252	231	八幡中学校	265	235	228	209	223	松山中学校	172	182	176	160	149	飛鳥中学校	232	225	225	208	202					
	第二中学校	314	300	311	326	321																							
1.	第三中学校	718	705	686	695	717																							
中	第四中学校	668	631	648	658																								
学		265	259	246	266	262																							
校		401	398	425	465	490																							
	飛島中学校	0	0	0	0	0																							
	平田中学校	211	207	195	173	158																							
	鳥海中学校	174	181	164	167	140	÷⊥	200	225	000	200	202	÷⊥	470	400	470	400	4.40	÷⊥	222	225	225	200	202	0.700	0.047	0.500	0.570	2.540
	計				3,002	2,974	計	265	235	228		223	計	172	182	176		149	計	232	225		208		3,732	3,617			
合記	合計	8,939	8,787	8,744	8,671	8,543	合計	669	641	617	577	568	合計	485	476	468	453	427	合計	647	618	595	577	557	10,740	10,522	10,424	10,278	10,095

協定項目24-(16)	学校教育関係事業の取扱いについて	
調整方針(案)	(4)学校給食の実施方法等については、合併	までに調整し統一する。なお、合併後に酒田市の中学校において完全給食を実施する。

古口	海田士	八 赤 四丁	±/\ . . □T	T III III
項 目	酒田市	八幡町	松山町	平田町
小学校	完全給食21校 調理方法:単独調型場	完全給食4校 調理方法:単独調理場	完全給食3校 調理方式: 単純調型場	完全給食3校 調理方式:共同調理場
	(ウエット19校・ドライ2校)		(ウエット2校・ドライ1校)	(ウエット1か所)
	給食費:1食245円	給食費:1食235円	給食費:1食230円	給食費:1食247円
中学校	ミルク給食8校	完全給食1校	完全給食1校	完全給食1校
		調理方法:単独調型場 (ドライ1校)	調理方法:単独調制 (ウエット1校)	調理方法:共同調理場 (ウエット1か所)
		(ドンイ・校) 給食費265円	(ウエッド・校)	(ウエット・カケイ) 給食費289円
		MIRGEL 0 0 1 J	MIRRE O OF J	MADORE 2 0 3 1 3
物資購入方法	給食材料の入札(見積)の参加申請受	八幡町内各商店・産直「たわわ」・学	松山町内4納入業者は月ごとのロー	給食材料の入札(見積)の参加申請受
	付	校給食会より購入	テーションを組んで納入(肉・野菜)	付
	登録業者を対象に仕様・条件等の説明		学校給食会や近隣市町の業者からも購	登録業者を対象に仕様・条件等の説明
	会を開催して契約 随時見積依頼(年間・学期・月で見		^	会を開催して契約 随時見積依頼(年間・学期・月で見
	看)			(相) 于新万亿元 []積)
±15.3.77.15	,			ŕ
献立作成	県学校栄養士5人、市栄養士1人 献立原案作成(1か月分を2人で作	県学校栄養士1人 献立原案作成は県学校栄養士	県学校栄養士1人 献立原案作成(1か月分を栄養士が作	県学校栄養士1人 献立原案作成は県学校栄養士
	成)給食実施の2か月前			
		任・調理員・教育委員会担当者)	献立作成会議(栄養士・給食主任・調	
	献立作成委員会(給食主任・調理員が	,	理員·教育委員会事務局)	
	輪番制で3校ずつと栄養士は全員)			
学校給食管理	献立作成、食材の発注と支払い		献立作成、食材の発注と支払い	
システム				
产生分分分子		<u> </u>		 平田町学校給食共同調理場運営委員会
学校給食運営		<i>40</i>	松山町子水柏良 加銀云 委員構成	千四叫子仪和良共鸣鸣争须是吕安莫云 委員構成
委員会	·小学校長会代表(学校給食運営委		- ・校長4人	・教育長1人
	員) 2人		・給食主任4人	・所長1人
	・給食主任会3人		・学校栄養士1人	・校長4人
	・学校栄養士代表3人		・教育委員会3人	・給食主任代表1人
	・教育委員会代表(部長)1人		・PTA代表4人	・PTA代表2人 ・酒田保健所長1人
				・学識研究を
				1 Haward Chi C / /

協定項目24-(16)	学校教育関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(5)学校施設の使用料については、合併時に統一する。

区分	酒 田 市	八幡町	松山町	平田町
使用料(学校施設)	【目的】 () () () () () () () () () (【目的】 八幡町立各小・中学校校舎の使用です。 使用許可・・中学校校舎の使用に、使用許多を徴収・免除する。 【内使用料をででである。 【内でのでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	いて、使用許可・不許可し、使用料を徴収・免除する。 【内容】 使用許可・不許可使用料徴収 使用料 ・屋内運動場 ・学校 1,630円 中学校 2,520円 ・教室等 小・中学校 1室につき810円	田沢小学校・東陽小学校 1,620円 南平田小学校・飛鳥中学校 2,160円 ・教室 小中学校 540円 ・5時間使用を1回分とする。 ・興行や営利を目的とする場合 は、所定使用料の5倍の額とする。

I	屋内運動場	教 室	減免基準
	使用料については、体育施設の基準であるバスケットボールコート1面1時間600円(消費税別)を基本にし、市民が使用できる期間が、体育施設の1/2であることから、その基本額を300円とした。 小学校はバスケットボールコート1面、中学校・高校は2面とした。 電気料は、酒田市営体育館を参考とし、1時間500円とした。 使用区分は、午前・午後・夜間とし、1回の使用を4時間とした。		減免基準は、合併までに 調整して統一化することとし た。
	【1回(4時間)の使用】 ·小学校 使用料1,260円+電気料2,000円=3,260円 ·中学校 使用料2,520円+電気料2,000円=4,520円 ·高 校 使用料2,520円+電気料2,000円=4,520円	【1回(4時間)の使用】 ·共 通 使用料360円+冷暖房料1,500円=1,860円	

協定項目24-(16)	学校教育関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6)施設整備計画については、現在の各市町の計画を新市に引き継ぐ。

区分	酒 田 市	八幡町	松 山 町	平田町
小中学校概要	【小学校】学校数 22校 児童数 5,812人	【小学校】学校数 4校 児童数 406人	【小学校】学校数 3校 児童数 294人	【小学校】学校数 3校 児童数 393人
	【中学校】学校数 9校 生徒数 2,975人	【中学校】学校数 1校 生徒数 235人	【中学校】学校数 1校 生徒数 182人	【中学校】学校数 1校 生徒数 225人
学校施设整備計画	補助事業については、県に対し5		【内容】 補助事業については、県に対し5年間の施設整備計画を提出している。(松山町3カ年実施計画を策定) ・公立学校施設整備事業・大規模及造事業・屋外運動場・学校体育諸施設関係・耐震診断計画 中長期的な施設整備計画を策定。	【内容】 補助事業については、県に対し5年間の施設整備計画を提出している。 ・公立学校施設整備事業・大規模改造事業・屋外運動場・学校体育諸施設関係・耐震診断計画
平成16年度計画	・浜田小学校改築事業(体育館・プール)・若浜小学校改築事業(体育館)・小中学校アルミサッシ改修事業	·八幡中学校外壁補修事業(体育館)	·松山小学校暖房設備整備事業 ·松山小学校耐震診断 ·内郷小学校校舎整備事業	・教育機器整備事業(コンピューター)
平成17年度計画	・浜田小学校改築事業(グラウンド)		·松山中学校暖房設備整備事業 ·松山中学校耐震診断 ·内郷小学校校舎整備事業	・教育機器整備事業(コンピューター)

協定項目24-(17)

生涯学習関係事業の取扱いについて

生涯学習関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会会長阿部寿一

記

生涯学習関係事業の取扱いについて

- (1)生涯学習諸計画については、合併後に新しい計画を策定する。
- (2)公民館については、当面現行のとおりとし、合併後に生涯学習諸計画などの指針を決定したうえで、早い段階で方向性を決めていくこととする。
- (3)各種団体助成については、現行のとおりとするが、交付団体が特定されていない補助金については、合併までに調整し統一する。また、同種の団体への補助金は合併までに基準を統一するほか、市町ごとに補助の有無に違いがある補助金についても合併までに調整する。
- (4)成人式については、1月の第2日曜日に一本化して実施する。
- (5)図書館については、酒田市中央図書館と光丘文庫を図書施設とし、平田 図書センターは図書館同種施設として図書施設と同様の運営とする。また、 八幡町と松山町には中央図書館の文庫を配置し、機能の充実を図る。
- (6)使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。
- (7)施設整備計画については、現在の各市町の計画を新市に引き継ぐ。

協定項目24-(17)	生涯学習関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1)生涯学習諸計画については、合併後に新しい計画を策定する。

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会

酒 田 市	八幡町	松山町	平田	囲丁
【酒田市生涯学習推進計画】 本計画は、市民の生涯学習による交流を深めて「まちづくり」 につなげるという視点から、市民と行政が一体となって生涯学習 を推進するための基本的方向性を定め、酒田市にふさわしい豊か な生涯学習社会を形成するための指針となるもので、酒田市総合 計画がうたう「世界に開かれた活力と夢のある個性豊かな交流都 市酒田」の実現を目指し、市民と行政の連携のもとに生涯学習を 推進していくための計画である。 本計画の期間は、平成13年度から平成17年度までの5年。	該当なし	【松山町生涯学習推進事業計画(平成15年度)】 生涯学習の町づくり事業を推進し、町民憲章の具現化を図る ため、民間諸団体、行政が生涯学習についての情報交換及び相 互の連携強調を促進し、生涯学習を総合的に推進するととも に、町民の生涯学習活動を全町的に支援、助長することを目的 とする。 計画は、単年度計画で毎年策定している。	該当なし	
(基本目標)		(内 容)		
1.自分らしさを見つけよう		1.町民憲章の普及推進		
2.交流を広げよう 3.地域社会に生かそう (基本目標実現のための体系) 1.生涯学習の基礎づくり ・家庭での教育の充実 ・学校での教育の充実 ・地域の変と、地域の連携 2.生きがいづくり、の支援 ・生きがいづくり、中間づくりへの支援 ・芸術、文化に関する学習機会の提供 ・生きがいての学習機会の提供 ・生まれ、コニティの課題についての学習機会の創出 3.地域活動の活性化 ・地域コミュニティ活動の活性化 ・地域コミュニティ活動の活性化 ・地域コミュニティ活動の指進 ・青少年健全育成活動の推進 ・青少年健全育成活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・関係機関との協力、連携の推進 ・指導者の養成と人材確保(研修派遣・人材バンク活用) ・生涯学習ごよみによる情報提供 2. 社会教育事業の推進 ・まちかど学習講座の開設 (趣味、教養、福祉、スポレク、芸術、文化) ・生涯の各時期に対応する生涯学習事業の充実 3. 生涯学習月間の設置 ・芸術祭 ・文化講演会 ・町民音楽祭 ・スポレク祭 ・健康福祉まつり ・国民文化祭 4. その他の事業による推進 ・松山町資料館の地域開放 ・多目的運動公園の利用促進 ・伝統的事業の推進(武者行列、薪能等) ・完全学校週五日制実施に対する地域での受け皿づくりの推進 ・生涯学習施設「里仁館」の運営支援		

協定項目24-(17)	生涯学習関係事業の取扱いについて	
調整方針(案)	(2)公民館については、当面現行のとおりと	とし、合併後に生涯学習諸計画などの指針を決定したうえで、早い段階で方向性を決めていくこととする。

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会

(面積の単位:平方メートル)

区分		酒	田	市				八	幡	町				松	山	町				平	田	町		
区刀	施設名称	職員	特別職	コミ振	面積	世帯数	施設名称	職員	特別職	臨時等	面積	世帯数	施設名称	職員	特別職	臨時等	面積	世帯数	施設名称	職員	特別職	臨時等	面積	世帯数
	中央公民館	11			5,620	\backslash	中央公民館	1	1	1	1,987		南部公民館		2	1	488	222	中央公民館	1		2	2,295	
	中央公民館分館(清亀園)				309	\setminus	観音寺公民館	1	1		中公併設	873	山寺公民館		2	1	352	197	山元分館		2		388	88
	西荒瀬公民館	1	1	1	606	673	一條公民館		1	2	558	514	松嶺公民館		2	1	711	532	田沢分館		2		339	208
	新堀公民館	1	1	1	640	628	大沢公民館	1	1		391	244	内郷公民館		2	1	517	418	中野俣分館		2		273	141
	広野公民館	1	1	1	529	570	大沢公民館分館				280								北俣分館		2		291	209
	浜中公民館	1	1	1	573	546	日向公民館	1	1		220	360							山谷分館		2		239	113
	黒森公民館	1	1	2	534	387	日向公民館分館				378								楢橋分館		2			84
社会教育施設	十坂公民館	1	1	1	533	1,130													郡鏡分館		2		263	216
	東平田公民館	1	1	1	604	510													飛鳥分館		2		263	395
	中平田公民館	1	1	1	551	475													砂越分館		2		296	365
	北平田公民館	1	1	1	524	422													緑町分館		2		259	179
	上田公民館	1	1	1	1,247	371																		
	本楯公民館	1	1	1	661	636																		
	南遊佐公民館	1	1	1	659	431																		
	小計	23	12	13	13,590	6,779	小計	4	5	3	3,814	1,991	小計	0	8	4	2,068	1,369	小計	1	20	2	4,906	1,998
	東禅寺コミュニティセンター			2	549	5,217																		
	宮野浦コミュニティセンター			2	610	2,349																		
	若浜コミュニティセンター			1	585	2,334																		
	富士見コミュニティセンター			2		2,145																		
	浜田コミュニティセンター			2		2,584																		
	泉コミュニティセンター			3	598	2,006																		
生涯学習施設	松陵コミュニティセンター			3	742	2,556																		
	未設置(琢成コミュニティ振興会)				\angle	2,574																		
	未設置(港南コミュニテイ振興会)					1,514																		
	小計	0	0	15		23,279	小計	0	0	0	0	0	小計	0	0	0	0	0	小計	0	0	0	0	0
	出羽遊心館				1,230								天体観測館			2	344		コミュニティセンター	1		2	,	
	公益研修センター				1,878								茶室翠松庵				24		コミュニティカレッジ				中公併設	
	小計	0	0	0	3,108		小計	0	0	0	0		小計	0	0	2	368	-	小計	1	0	2	,	0
合計	-	23	12	28	21,428	30,058	合計	4	5	3	3,814	1,991	合計	0	8	6	2,436	1,369	合計	2	20	4	6,150	1,998

協定項目24-(17)	生涯学習関係事業の取扱いについて
细軟之外(安)	(3)各種団体助成については、現行のとおりとするが、交付団体が特定されていない補助金については、合併までに調整し統一する。また、同種の団体への補助金は合併までに
調整方針(案)	基準を統一するほか、市町ごとに補助の有無に違いがある補助金についても合併までに調整する。

【生涯学習分科会】

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会

(単位:千円)

酒 田 市 八幡町 松山町 平田町 調整方針 事業·補助金名 金額 事業·補助金名 金額 事業·補助金名 金額 事業·補助金名 金額 現行のとおりとする。 さかた青年まつり活動補助金 900 酒田市白鳥を愛する会活動補助 310 酒田市青少年を伸ばそう市民会 150 議補助金 酒田市コミュニティ振興会連絡協 350 議会補助金 酒田市子ども会育成連合会補助 100 酒田海洋少年団補助金 160 酒田市コミュニティ振興事業補助 57,771

 40
 青少年ボランティアサークル活動 助成金

 青少年ボランティア育成補助金 40 アンフィニ八幡補助金 各地区生涯学習推進会議活動補 150 助金 区·地区生涯学習活性化事業助 200 成金 - 條公民館運営協議会交付金 2,700 6,000 松山町公民館運営委託料 19,462 地区公民館活動補助金 5,500 大沢公民館運営協議会交付金 日向公民館運営協議会交付金 5,500 観音寺公民館運営協議会交付金 3,000 生涯学習施設里仁館運営費補助 5,000 地区公民館連絡協議会助成金 225 同種団体への補助金 は、合併までに基準を統 | 酒田市連合婦人会補助金 100 八幡町婦人会連絡協議会補助金 72 松山町婦人団体育成事業補助金 144 平田町婦人会活動助成金 135 一する。 市町ごとに補助の有無 に違いがある補助金は、 30 松山町PTA育成補助金 八幡町PTA連合会補助金 33 合併までに調整する。 交付団体が特定されて いない補助金について 青壮年学習集団研修助成金 0 は、合併までに調整して 統一する。

(注)金額は平成16年度予算額

協定項目24-(17)	生涯学習関係事業の取扱いについて	
细軟大領 (安)	(3)各種団体助成については、現行のとおりとするが、交付団体が特定されていない補助金については、合併までに調整し統一する。また、同種の団体への補助金は合併までに	
調整方針(案)	基準を統一するほか、市町ごとに補助の有無に違いがある補助金についても合併までに調整する。	

【体育分科会関係】

所管部会・分科会 教育部会 体育分科会

(単位:千円)

調整方針	酒 田 市		八幡町		松山町		平田町	
神经力如	事業·補助金名	金額	事業·補助金名	金額	事業·補助金名	金額	事業·補助金名	金額
現行のとおり	飽海地区中学校体育連盟大会出場補助金	12,630						
とする。	地区体育振興会補助金	2,300						
	山形県スポーツ振興21世紀協会補助金	660	山形県スポーツ振興21世紀協会負担金	265	山形県スポーツ振興21世紀協会負担金	265	山形県スポーツ振興21世紀協会負担金	265
	スポーツ少年団育成補助金	1,200	八幡町スポーツ少年団補助金	162	スポーツ少年団補助金	145	スポーツ少年団育成補助金	360
	山形県ジュニア駅伝競走大会実行委員会負 担金	600	ジュニア駅伝競走大会参加補助金	400	山形県ジュニア駅伝競走大会補助 金	220	山形県ジュニア駅伝競走大会参加 助成金	250
	各種大会出場選手賞賜事業(賞賜金)	900					県少年少女スポーツ交流会出場選 手等助成事業	135
	各種大会出場選手賞賜事業(激励金)	2,122						
同種団体へ の補助金は、 合併までに基 準を統一する。	(財)酒田市体育協会事業補助金	7,241	八幡町体育協会補助金	500	体育協会事業補助金	560	平田町体育協会補助金	558
市町ごとに	甲子園基金スポーツ強化事業補助金	400						
補助の有無に違いがある補	日本海トライアスロンおしんレース全国大会 補助金	1,500						
助金は、合併までに調整する。	酒田砂丘マラソン大会補助金	100						
	庄内デュアスロン大会補助金	100						
	総合型地域スポーツクラブ補助金	8,504						
	酒田ジュニアゴルフクラブ補助金	900						
	東北学童相撲大会補助金	210						
			八幡町スポーツ少年団指導者連絡 協議会補助金	27				
			県スポレク祭派遣助成金	200			山形県スポレク祭参加助成金	81
			升田スキー場振興会補助金	1,300				
			シニアバスケットボール大会参加補 助金	150				
							平田海洋クラブ活動助成金	63
							少年の船体験航海助成金	71

(注)金額は平成16年度予算額

協定項目24-(17)	生涯学習関係事業の取扱いについて	生涯学習関係事業の取扱いについて	
調整方針(案)	(3)各種団体助成については、現行のとおりとするが、交付団体が特定されていない補助金については、合併までに調整し統一する。また、同種の団体への補助金は合併までに	(3)各種団体助成については、現行のとおり。	
神罡刀到(余 <i>)</i>	基準を統一するほか、市町ごとに補助の有無に違いがある補助金についても合併までに調整する。	基準を統一するほか、市町ごとに補助の有類	

所管部会・分科会 教育部会 芸術文化分科会

【芸術文化分科会】

(単位:千円)

調整方針	酒 田 市		八幡町		松 山 町		平田町		
明金リッ	事業·補助金名	金額	事業·補助金名	金額	事業·補助金名	金額	事業·補助金名	金額	
現行のとおりとする。	県指定無形文化財保存補助金 (黒森歌舞伎)	150							
	市指定無形民俗文化財保存補助 金(亀ヶ崎獅子舞)	75							
	市指定無形民俗文化財保存補助 金(本楯神代神楽)	75							
			町指定無形民俗文化財保存補助 金(青沢獅子おどり)	30					
			町指定無形民俗文化財保存補助 金(福山神楽)	30					
					松山能振興会補助金	1,470			
					県指定民俗文化財補助金(松諷 社)	47			
					町指定民俗文化財補助金(中北 目神楽)	27			
					町指定無形民俗文化財補助金 (武者行列)	45			
					荻野流砲術伝承保存会補助金	90			
					国指定文化財管理補助金(総光 寺)	123			
					町指定文化財管理補助金(キノコ 杉ほか)	50			
							無形民俗文化財伝承保護活動助 成金	280	
同種団体への補助金は、合併までに基準を 統一する。			八幡町芸術文化協会補助金	225	松山町芸術文化協会補助金	550	平田町芸術文化協会活動補助金	207	
	酒田市民俗芸能保存会補助金	250							

(注)金額は平成16年度予算額

協定項目 2 4 - (17) 生涯学習関係事業の取扱いについて 調整方針(案) (4)成人式については、1月の第2日曜日に一本化して実施する。

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会

酒 田 市	八幡町	松山町	平田町
【目的】 地域青年の出会いの場を提供する目的で、20 歳を迎えた市民を祝う式典を開催する。	【目的】 地域青年の出会いの場を提供すると共に、20 歳を迎えた町民を祝う式典を開催する。	【目的】 地域青年の出会いの場を提供する目的で、20 歳を迎えた町民を祝う式典を開催する。	【目的】 20歳を迎える成人者をお祝いすると共に、新成 人が社会人としての自覚を持ち、責任ある行動を 取っていこうとする気持ちを醸成する。
【概要】 満20歳を迎える市民、市出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。	【概要】 満20歳を迎える町民、町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。	【概要】 満20歳を迎える町民、町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。	【概要】 満20歳を迎える町民、町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。
【実施日】 成人の日の前日(1月の第2日曜日)	【実施日】 8月15日	【実施日】 8月15日	【実施日】 8月15日
【会場】 酒田市民会館	【会場】 八幡町中央公民館	【会場】 松山町町民センター	【会場】 ひらたタウンセンター
【対象者及び参加者(15年度)】 対象者 1,315人 参加者 835人	【対象者及び参加者(16年度)】 対象者 98人 参加者 82人	【対象者及び参加者(16年度)】 対象者 74人 参加者 55人	【対象者及び参加者(16年度)】 対象者 107人 参加者 72人
し、式典内容、記念品等の企画や立案、式当日の 進行・運営する。 ・住民基本台帳により新成人該当者に案内ハガキ を送付。	【事務手順】 ・新成人の代表者による成人式実行委員会を組織し、式典内容、記念品等の企画や立案、式当日の進行・運営を行なう。 ・住民基本台帳により新成人該当者の宛名シールを作成し、案内ハガキを送付。 ・住民基本台帳に記載がなく町出身者等には案内はがきを送付。 ・8月の町広報に開催案内を掲載。	を作成し、案内ハガキを送付。 ・住民基本台帳に記載がなくても町出身者(具体的には町の中学校卒業者)には案内ハガキを送付。 【予算(16年度)】	
【予算】 5 0 1 千円	【予算】 145千円		【予算】 565千円
【式典次第】 開式の辞 主催者あいさつ(教育委員会委員長) お祝いの言葉(市長) 来賓紹介(市長、国会・県議会・市議会の各議 員、前年成人者代表のグループ紹介) 祝電披露 成人になった所感(成人代表) 花束贈呈(前年成人者代表から成人者代表へ) 記念品贈呈(市長から成人者代表へ) 閉式の辞 ・式典は30分で終了。 ・式典終了後、希望者に各中学校ごとに記念撮影 し、1,500円で送付。	記念品贈呈(町長から成人者代表へ) 祝辞(町議会議長・中学校恩師代表・酒田警察 署交通課長) 来賓紹介(町議会議長・中学校恩師・各小中学 校長・八幡病院長・町議会議員ほか) 祝電披露 謝辞(成人代表)	・その後、新成人が企画、運営する「二十歳の集	【式典次第】 開式のことば(助役) 町民憲章呼び上げ(教育委員長) 成人者呼長) 記念辞明長(大者代表) 記念品明議長) 明護会以民。 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次
ほとんど出ない。	【課題】 ・実行委員会で成人式の企画等についての意見がほとんど出ない。 ・現在式典は静粛に行なわれているが、実施方法の検討が必要。 ・実行委員のなり手がなく、成人式を続けなければならないのか疑問。		【課題】 ・地元在住者が少なくなり、実行委員の推薦が難しい。 ・実行委員会で成人式の企画等についての意見がほとんど出ない。 ・式典中は私語が多い。いかに静粛に式典を進行するかが課題。 ・講演会の廃止案も出ており、検討が必要。

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針(案)

(5)図書館については、酒田市中央図書館と光丘文庫を図書施設とし、平田図書センターは図書館同種施設として図書施設と同様の運営とする。 また、八幡町と松山町には中央図書館の文庫を配置し、機能の充実を図る。

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会

況	項目	酒 田 市	八幡町	松 山 町	平田町
	施設	·中央図書館	・図書館なし	・図書館なし	・平田図書センター
		·光丘文庫	但し、中央公民館に図書資料室として設置	但し、松嶺公民館に図書コーナーとして設置	
	開館時間	月曜日~土曜日 9:00~19:00	月曜日~日曜日 8:30~21:30	全日 8:30~17:00	火曜日~金曜日 9:00~19:00
		日曜日・休日 9:00~17:00	休日 8:30~21:30	但し、公民館の開館時間中は夜間でも利用可	土曜日·日曜日·休日 9:00~17:00
	休館日	年末年始、図書整理期間	第3日曜日、年末年始、図書整理期間	公民館休館日と同じ	月曜日、年末年始、図書整理期間
	蔵書構成	0.総記 9,336冊	0.総記 320冊	0.総記 70冊	0.総記 520冊
		1.哲学 4,128冊	1.哲学 312冊	1.哲学 84冊	1.哲学 566冊
		2.歴史 13,428冊	2.歷史 1,047冊	2.歷史 440冊	2.歷史 2,173冊
		3.社会科学 20,575冊	3.社会科学 994冊	3.社会科学 363冊	3.社会科学 2,232冊
		4.自然科学 7,402冊	4.自然科学 255冊	4.自然科学 244冊	4.自然科学 1,487冊
		5.技術 8,410冊	5.技術 227冊	5.技術 71冊	5.技術 2,179冊
		6.産業 5,279冊	6.産業 122冊	6.産業 73冊	6.産業 662冊
		7.芸術 12,079冊	7.芸術 345冊	7.芸術 195冊	7.芸術 1,584冊
		8.言語 2,211冊	8.言語 139冊	8.言語 49冊	8.言語 369冊
		9.文学 38,777冊	9.文学 2,814冊	9.文学 2,330冊	9.文学 6,508冊
		逐次刊行物 15,999冊	逐次刊行物 596冊	児童 1,557冊	雑誌 853冊
		点字図書 941冊	児童 2,367冊	合 計 5,476冊	絵本 3,636冊
		児童 34,119冊	紙芝居 37巻	(平成16年11月22日現在)	児童 4,936冊
		紙芝居 1,668巻	合計 9,575冊		紙芝居 451巻
		- 視聴覚資料 3,401点			視聴覚資料 294点
		合計 187,523冊			コミック 574点
		(光丘文庫を除く)			合 計 29,024冊
	有効登録者数	18,333人(過去3か年以内の登録者数)	登録制度なし	登録制度なし	有効登録者数 2,127人
	館外貸出者数	男 39,863人	男 284人	男 350人	男 6,496人
		女 63,780人	女 811人	女 750人	女 14,573人
		合計 103,643人	合計 1,095人	合計 1,100人(15年度)	合計 21,069人
	図書館職員	·市職員 7人(専従)	·町職員 1人(兼任)	・教育委員会で管理	·町職員 5人(兼任) ·嘱託 1人(兼任)
		·日々雇用職員 7人	・三セク職員 1人(兼任)		·日々雇用職員 2人
	図書購入費	·一般図書 14,483千円	·一般図書 250千円	·一般図書、児童図書等 200千円	·一般図書、児童図書等 5,000千円
	(16年度)	·児童図書 2,904千円			
		·逐次刊行物、その他 2,450千円			
		合 計 19,837千円			
	購入図書数	·一般図書 7,760冊	·一般図書 124冊	·一般図書 78冊	·一般図書 3,781冊
		·児童図書 2,140冊	·児童図書 175冊	·児童図書 76冊(15年度分)	·児童図書 2,095冊
	その他	巡回文庫(公民館・コミセンを利用したミニ文庫)			
		·巡回箇所 13か所			
		·年3回図書交換			
		·一般図書100冊、児童図書200冊			
後	開館時間	·中央図書館 月曜日~土曜日 9:00~19:00	火曜日~土曜日 9:30~18:30	火曜日~土曜日 9:30~18:30	火曜日~土曜日 9:30~18:30
	-	日曜日・休日 9:00~17:00	日曜日・休日 9:30~17:00	日曜日・休日 9:30~17:00	日曜日・休日 9:30~17:00
		·光丘文庫 火曜日~日曜日 9:30~16:45			
	休館日	・中央図書館 第1月曜日(現段階で未確定)、	月曜日、年末年始、図書整理期間	 月曜日、年末年始、図書整理期間	
		年末年始、図書整理期間			
			The state of the s	1	

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針(案)

(6)使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。

【生涯学習分科会】

公民館の使用料については、下記のとおりとする。

生涯学習施設の使用料については、現行のとおりとする。

所管部会・分科会

教育部会 生涯学習分科会

使用料の	使用料の減免基準については、合併までに統一する。 (単位:円)											
		酒田	市			八幡町			松山町	平田町		
使用料 (公民館)		730 520 1,570 3,150	次暖房料 1,500 1,500 1,000 1,000 1,500 5,000 F	舞台照明料	ホール 研修室 栄養指導室 燃料費、冷暖房料 政治団体、宗教 営利的な催事や	団体、社交的団体及び個	夜間 7,500 1,650 3,000 人は2.5倍	徴収する場合は 宴会使用は1	会等で会費または入場料を 3倍 .5倍	使用室名 使用料 冷暖房料 ホール 1,000 400 楽屋1・2 200 160 会議室 400 160 視聴覚室 400 160 使用料・冷暖房料は1時間単位 冷暖房料は使用料の0.4倍 興行や営利目的は5倍		
	地区公民館 使用室名 講堂 研修室	使用料 780 540	暖房料 900 450	500	ホール 研修室 栄養指導室 燃料費、冷暖房料 政治団体、宗教 営利的な催事や 大沢公民館・日向2	団体、社交的団体及び個集会は5倍 公民館 型常 営業目的 1,000 5,000 1,200 5,500	夜間 3,000 1,500 2,250 人は2.5倍	南部、山寺、内外 使用室名 全館 大東室 調理室 使音楽会、演芸 徴収する場合は ガス等燃料は1 宴会使用は1	使用料 冷暖房料 2,520 460 370 230 370 370 時間以内 会等で会費または入場料を 3倍 実費	分館は使用料の	D定めなし	

調整方針

酒田市中央公民	館		
使用室名	使用料	冷暖房料	舞台照明料
大会議室	1,050	1,500	
大研修室	1,030	1,300	
中会議室			
中研修室	730	1,500	
中練習室			
小会議室			
小研修室	520	1,000	
小練習室			
応接室	1,570	1,000	
特別会議室	3,150	1,500	
コミュニティルー ム	1,750	5,000	
ホール	7,350	7,000	1,000

八幡町·平田町中央公民館

使用室名	使用料	冷暖房料
ホール	4,200	1,000
研修室	1,050	500
調理実習室	1,470	500

地区公民館(その他の公民館)

使用室名	使用料	冷暖房料
集会室	1,050	1,000
研修室	520	500
調理実習室	730	500

使用区分	午前	9:00~13:00
	午後	13:00 ~ 17:00
	夜間	17:00 ~ 21:30

入場料を徴収する場合は2倍

協定項目24-(17)	生涯学習関係事業の取扱いについて	
調整方針(案)	(6)使用料については、現行のとおりとする	もの以外は、統一する。

【生涯学習分科会】

公民館の使用料については、下記のとおりとする。 生涯学習施設の使用料については、現行のとおりとする。 使用料の減免基準については、合併までに統一する。 所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会

	基準については、合併までに統一する。 			(単位:円)
	酒田市	八幡町	松山町	平田町
使用料	コミュニティセンター		天体観測館	平田町コミュニティセンター
(生涯学習施設)	使用室名 9:00~ 13:00~ 17:00~		区分	
	成乃至日 13:00 17:00 22:00 会議室 520 520 730		★ ★ 100	多目的ホール 700
	料理実習室 730 730 940		個人	休養室 400
	集会室 1,050 1,050 1,570		団体 大人 90	調理実習室 500
	会議室 料理実習室 集会室 暖房料 500 1,000		(20人以上) 小・中学生 40 大人 500	研修室 400 和室 400
	冷房料 500 - 1,000		通年利用	大研修室 500
	入場料を徴収する場合は3倍		障害者は半額	中研修室 400
	III 777 YE A. AC		なら翌小店	小研修室 200
	出羽遊心館 9:00~ 13:00~ 17:00~		茶室翠松庵	テニスコート テニスコート
	使用室名		名称 基本使用料 超過使用料	夜間照明料 400
	ホール 3,150 3,150 3,570		茶室 620 120	宿泊料
	研修室1 2,100 2,100 2,410 研修室2 1,360 1,360 1,570		基本使用料は1回4時間以内 超過使用料は、1時間ごとに加算	区分 小中学生 一般 団体宿泊研修 300 400
	和室1・2・3 940 940 1,050			その他 400 500
	広間 3,150 3,150 3,570			営利目的は5倍
	控室·付属水屋 — — — —			冷暖房料は使用料の0.4倍
	茶室 4,720 4,720 5,350 冷房料 暖房料			使用料は1時間単位
	ホール 1,500 1,500			平田町農村コミュニティカレッジ拠点施設
	研修室1 1,500 1,500			区分使用料
	研修室2 1,000 1,000 和室1・2・3 1,000 1,000			ホール 1,000 楽屋 1 200
	広間 1,000 1,000			楽屋 2 200
	控室·付属水屋 1,000 1,000			会議室 400
	茶室 500 500			視聴覚室
	入場料を徴収する場合は5倍			営利目的は5倍 冷暖房料は使用料の0.4倍
	酒田市公益研修センター(研修室)			使用料は1時間単位
	9:00~ 13:00~ 17:00~			
	平日 13:00 17:00 20:00 平日 520 520 390			
	9:00~ 13:00~			
	13:00 16:30			
	土曜日 520 520 13:00~			
	13:00 15:00			
	日曜日·祝日 390 260			
	冷暖房料は、いずれの区分も1,000円 入場料を徴収する場合は5倍			
	ノンググイブ で はんがく グックグ 口 はく 1口			
	酒田市公益研修センター(グラウンド)			
	入場料なし 高校生以下 520			
	一般 1,050) 過程 1,050			
	入場料あり			
	使用料は1時間単位			
	グラウンド夜間照明料は別途			

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて 調整方針(案) (6)使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。 【体育分科会】 使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。 所管部会・分科会 教育部会 体育分科会 使用料の減免基準については、合併までに統一する。 (単位:円) 松山町 平田町 調整方針 酒田市営体育館 (3面) 入場料なし 全面 松山町民体育館【2面】 スポーツ使用 全館
 平田町民体育館 [1面]

 通常使用
 全面

 電気料
 全灯
 八幡町体育館【2面】 体育館についてはバスケットボール1面当た 1,260 1,200 5,040 1,000 り1時間の使用料を600円として、料金の統 630 1,000 4,400 全灯 2,500 一を図る。なお、消費税は外税形式とし10円 310 2,520 1,260 2,520 9,440 500 半灯 1,500 興業や営利は5倍 5,000 入場料あり 全面 スポーツ以外 全館 未満は切り捨てる。また、電気料は現行のと 全館(夜間) 4,000 全面(夜間) 8,180 おりとする。 630 1,500 平田町海洋センター【2面】 1 / 4 2,000 半面(夜間) 5,040 半面 電気料 電気料 スポーツ以外 15,120 全灯 全館 1,500 1,000 半灯 750 1,000 12,600 個人使用が可能な施設の使用料は、1回当 個人使用 中学生以 7,560 冷暖房料 たり、大人210円、大学・高校生100円、小・ 小学生 中学生 100 個人使用 全館(夜間) 19,520 200 高校生 中学生50円として統一する。 興業や営利は5倍 210 全面(夜間) 16,380 高校生 <u>半面(夜間)</u> 10.080 亀ヶ崎記念会館【1面】 通常使用 200 個人使用 中学生以下 勤労者·高校生· 一般 全面 420 80 0歳以上 210 150 1回の使用は4時間以内 100 <u> 高校生以下は1/2</u> 酒田市営南体育館(1面) 630 310 電気料 300 体育館 高校生以下は1/2 酒田市営親子スポーツ会館 [2面] 通常使用 全面 全面半面 940 470 全灯 半灯 電気料 500 250 高校生以下は1/2 個人使用は市営体育館と同じ 酒田市営国体記念体育館(大アリーナ)【3面】 入場料なし 1,890 1,260 940 1/3面 630 入場料あり 全面 2 / 3面 3,780 2,520 1,890 1,260 3,000 半面 1 / 3面 電気料 全灯 半灯 1,500 冷暖房料 全面 10,500 高校生以下は1/2 個人使用は市営体育館と同じ 平田町民体育館【1面】 通常使用 全面 酒田市武道館【4面】 通常使用 全面 修道館【2面】 スポーツ使用 武道館については、酒田市は現行のとおりと 1,680 500 300 し、各町の施設は1面(柔道・剣道)当たり1時 840 250 間250円として統一を図る。なお、消費税は 1/4面 420 全館 半面 1,500 平田町海洋センター【2面】 電気料 通常使用 外税形式とし10円未満は切り捨てる。また、 500 750 400 武道館 250 300 冷暖房料 全館 電気料は現行のとおりとする。 興業や営利は5倍 1/4灯 125 半面 150 高校生以下は1/2 個人使用は町体育館と同じ 個人使用は市営体育館と同じ 酒田市営光ケ丘テニスコート テニスコートについては、現行の料金とする。 酒田市営北テニスコート テニスコート 酒田市営国体記念テニスコート 420 その他の施設については、現行の料金とす その他の施設 る。

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて 調整方針(案)

(6)使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。

【芸術文化分科会】

使用料については、現行のとおりとする。 減免基準については、合併までに統一する。 所管部会・分科会 教育部会 芸術文化分科会

E 中 日 仏				入館料(単	单位:円)		使用料(単位:円)				年間利用券		特別展示	備考	
歴史民俗 資料施設	施設名	一般	成人	大学生・高校生		中学生・小学生			医历代 (羊位:13)				行加快小		
ATTION.		個人	団体	個人	団体	個人	団体	午前	午後	夜間	1日	一般	小・中・高	1日1回	
	酒田市資料館	100	70	50	30	50	30						5 0 0 円以内で市長 が定める額	1 ,000円以内で市 長が定める額	
	旧鐙屋	310	260	210	150	100	50								
酒田市	奉行所跡														
	城輪柵跡			無	* 斗										
	旧白崎医院														
松山町	松山町資料館	350	280	250	200	100	90					1,800	高・大1,300円 小・中 500円 法人5,000円		資料館、阿部記念館、天体観 測館の3館通年共通券
	阿部記念館	100	50	100	50	50	40								2,500円
平田町	旧阿部家	無料													

その他施設 (1)	施設名	一般	成人	入館料(単 大学生・	1	中学生・	小学生	使用料(萬			州 用分	写真展示館は回数券 (11枚つづり) 備考
		個人	団体	個人	団体	個人	団体	午前	午後	普通会員(2人まで)	特別会員(10 人まで)	美術館は特別展示
	酒田市写真展示館	420	360	210	150	100	80			2,100	10,500	4,200 写真展示館、市美術館、7
酒田市	酒田市美術館	520	420	260	210	100	50	2,620	2,620	2,520	12,600	美術館の3館共通券 1,500円以内で市 1,410円 長が定める額

スの仏社では								
その他施設 (2)	施設名	区分	午前	午後	夜間	全日	備考	
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00			
			平日	20,300	30,500	40,600	81,200	
酒田市	酒田市民会館	土・日・休日	24,400	36,500	48,700	97,400		
(大ホール)	準備使用							

協定項目24-(17)	生涯学習関係事業の取扱いについて	
調整方針(案)	(7)施設整備計画については、現在の各市町	の計画を新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会・体育分科会・芸術文化分科会

区分	酒 田 市	八幡町	松山町	平田町
	地区公民館整備計画 老朽化に伴う整備、利便性のための整備。	中央公民館整備計画 耐震診断の結果により、整備が必要。	老朽化地区公民館の整備の検討	老朽化地区分館の整備の検討
生涯学習関係	コミュニティセンター整備計画	老朽化地区公民館の整備の検討 一條公民館は整備要望あり。	天体観測館整備計画	コミュニティセンター大規模改修計画
	公益研修センター多目的ホール整備計画			
	光ケ丘陸上競技場公認更新計画 5年に1度、日本陸上競技連盟の公認を取 得するための整備計画で平成17年度に検 定が実施される。	トレーニングルームの改善	多目的運動公園周辺整備	町民体育館屋根改修工事
体育関係	光ケ丘プール公認更新計画 5年に1度、日本水泳連盟50mプール公 認を取得するための整備計画で平成18年 度に検定が実施される。	升田スキー場整備	河川運動公園整備	総合運動公園整備計画
		町体育館暖房施設の改善	老朽体育施設再整備計画の検討	
芸術文化関係	庄内考古資料館整備計画 埋蔵文化財発掘調査の必要度が増加しているが、専門的知識を有する職員の養成は市町村単独では困難であることから、市町村文化財行政の指導体制を充実し、出土した遺物類を広く収集保管するとともに、庄内の埋蔵文化財及び出羽の国の歴史を紹介する施設として県・国に要望している。		構想:歴史公園整備事業	
			大手門瓦葺き替え事業	

協議第38号

協定項目24-(3)

電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会会 長 阿 部 寿 一

記

電算システムの取扱いについて

電算システムについては、合併時に稼動できるようシステムの統合を図る。

協定項目24-(3)	電算システムの取扱いについて
調整方針(案)	電算システムについては、合併時に稼動できるようシステムの統合を図る。

所管部会・分科会 企画財政部会 情報企画分科会

合併に伴う電算システム統合に関する基本方針

1.電算システム統合

- (1)住民サービスの維持・向上を図るため、合併時の安全かつ確実な稼動、運用経費等の削減を図ることなどを基本的考え方とする。
- (2)システム統合にあたっては、 既存システムの存在を必ずしも前提とせずに最善の方法を考えることとし、 既存システムを使用する場合には、データ統一、システム開発等の作業量や移行費用を抑えるため、 人口規模の大きなところに合わせることも考慮する、 移行が困難なシステムについては、新規システムを導入するものとし、標準化されたパッケージソフトを採用する。

(注1)

2. 各庁舎を結ぶネットワーク整備

- (1) 合併時に新市の各庁舎で電算システムが円滑に利用でき、現行どおりの住民サービスが提供できるよう、新市の広域ネットワークの整備を行う。
- (2) 整備にあたっては、各団体で整備した地域イントラ間を自設の光ファイバにより接続するものとし、安全性が最も高いループ型接続とする。

(注2)

電算システム等の概要

分類	システム名	業 務 内 容
	住民情報	住民の転出転入等の管理および住民票発行
	印鑑	印鑑登録管理および証明書発行
	国民年金	国民年金加入者の資格管理
住民	国保	国民健康保険加入者の資格管理
	選挙	選挙人名簿の調整および投票所入場券発行
	戸籍	戸籍の管理および関係証明書発行
	住民基本台帳ネットワーク	住民票の広域交付および住民基本台帳カード発行
	福祉医療	福祉医療受益者の管理および医療証発行
	老人医療	老人医療受益者の管理および医療証発行
	介護保険	介護保険対象者の資格管理および認定事務
福祉	健康管理	各種健診の受診者・受診予定者の管理
	児童手当	児童手当の受給者管理および支給
	保育所入所負担金	保育所入退所管理および保育料算定
	福祉年金	福祉年金加入者の資格管理
	住民税	住民税の賦課および納付書発行
	固定資産税	固定資産税の賦課および納付書発行
	国民健康保険税	国民健康保険税の賦課および納付書発行
税	軽自動車税	二輪車並びに軽自動車の賦課および納付書発行
	税収納	税、保険料の収納管理
	税証明	各種税にかかる証明書発行
	家屋評価	家屋の評価計算

注1 パッケージ・ソフト

既成のソフトのこと。ここでは、製品化された業務用各種システムソフトのことをいう。

注2 地域イントラ

インターネットの技術を用いて構築される地域内ネットワークのこと。ここでは、地域の教育、行政、福祉、 医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを光ファイバで高速・超高速で接続す る地域公共ネットワークのことをいう。

なお、地域イントラネット基盤施設整備事業(総務省の補助事業)により、酒田市が平成14年度に整備済み、 平田町、松山町が平成15年度に整備、また八幡町が平成16年度に整備予定である。

注3 ループ型接続

施設間を接続する方法のひとつで、センターとなる施設(現在の市町庁舎)間を環状に接続することをいう。 最も信頼性が高く安全な接続形態である。 協議第40号

協定項目5

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会会 長 阿 部 寿 一

記

財産の取扱いについて

1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

協定項目 5	財産の取扱いについて	_
調整方針(案)	1 市 3 町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。	

所管部会・分科会 企画財政部会 財政分科会

1市3町の財産状況(平成16年3月31日現在)

1 公有財産

(1) 土地及び建物 (単位: ㎡)

			全	体			酒 田	市			八幡	町			松山	囲丁			平 田	囲丁	
X	分	土地		建物		土地		建物		土地		建物		土地		建物		土地		建物	
	71	工 地	木造	非木造	計	그 18	木造	非木造	計	工 地	木造	非木造	計	그 18	木造	非木造	計	1 ¹ 6	木造	非木造	計
庁	舎	50,414	1,742	19,534	21,276	21,087	1,573	10,558	12,131	9,234		2,738	2,738	7,222	169	1,952	2,121	12,871		4,286	4,286
その他の行政	消防 施設	6,637	2,767	123	2,890	3,347	1,930	113	2,043	782				1,793	500	10	510	715	337		337
財産	その他の施設	16,361	258	1,910	2,168	117	258		258					16,244		1,910	1,910				
	学校	994,668	17,333	194,918	212,251	692,529	15,667	148,343	164,010	99,688	146	18,597	18,743	84,606	229	13,922	14,151	117,845	1,291	14,056	15,347
公共用	公営 住宅	104,144	4,707	47,886	52,593	78,126	434	46,191	46,625	12,339	839	1,695	2,534	3,327	1,033		1,033	10,352	2,401		2,401
財産	公園	1,529,024	706	2,292	2,998	1,413,901	351	447	798	44,003	121		121	32,648	219	1,845	2,064	38,472	15		15
	その他 の施設	3,047,337	36,631	157,371	194,002	555,639	11,202	114,086	125,288	1,883,820	13,554	18,186	31,740	302,192	5,341	9,345	14,686	305,686	6,534	15,754	22,288
小	計	5,748,585	64,144	424,034	488,178	2,764,746	31,415	319,738	351,153	2,049,866	14,660	41,216	55,876	448,032	7,491	28,984	36,475	485,941	10,578	34,096	44,674
普通	財産	1,575,048	3,086	6,372	9,458	559,862	1,806	4,062	5,868	656,032	129	786	915	10,334	197		197	348,820	954	1,524	2,478
Щ	林	7,100,808	0	0	0	2,231,971				3,639,559				687,459				541,819			
合	計	14,424,441	67,230	430,406	497,636	5,556,579	33,221	323,800	357,021	6,345,457	14,789	42,002	56,791	1,145,825	7,688	28,984	36,672	1,376,580	11,532	35,620	47,152

協定項目 5	財産の取扱いについて	
調整方針(案)	1 市 3 町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。	

所管部会・分科会 企画財政部会 財政分科会

(2)山 林

(単位:m²)

X	分	全 体	酒 田 市	八幡町	松山町	平田町
所	有	7,100,808	2,231,971	3,639,559	687,459	541,819
分	ЧХ	2,427,037	463,560	801,446	60,280	1,101,751
合	計	9,527,845	2,695,531	4,441,005	747,739	1,643,570

(3)動 産

区分	全 体	酒 田 市	八幡町	松 山 町	平田町
船舶	1 隻	1 隻			
100 DA 1	223 総トン	223 総トン			
し 尿 運 搬 船	1 隻	1 隻			
	92 総トン	92 総トン			
飛島海中体験丸	1 隻	1 隻			
飛扇/每中海線入	11.16 m	11.16 m			

(4)物 権

(単位:m²)

区分	全体	酒 田 市	八幡町	松山町	平田町
地上権	350.00	350.00			
地 役 権	548.41	548.41			
合 計	898.41	898.41			

協定項目 5	財産の取扱いについて	
調整方針(案)	1 市 3 町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。	

所管部会・分科会 企画財政部会 財政分科会

(5)無体財産

区分	全 体	酒 田 市	八幡町	松 山 町	平田町
商標権	4 件	3 件			1 件
合 計	4 件	3 件			1 件

(6)有価証券

(単位:円)

X	分	全 体	酒 田 市	八幡町	松 山 町	平田町
株	券	250,006,650	190,974,150	22,646,500	35,329,000	1,057,000
合	計	250,006,650	190,974,150	22,646,500	35,329,000	1,057,000

(7)出資等による権利

区分	全 体	酒田市	八幡町	松山町	平田町
出資金	810,399,480	599,363,500	81,832,980	57,889,000	71,314,000
出 捐 金	628,725,800	567,662,800	31,567,200		29,495,800
預託金及び貸付金	651,388,021	643,373,021	2,321,000	2,278,000	3,416,000
合 計	2,090,513,301	1,810,399,321	115,721,180	60,167,000	104,225,800

協定項目 5	財産の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町が所有する財産及び債務は、すべ

所管部会・分科会 企画財政部会 財政分科会

2 物 品(自動車)

(単位:台)

区分	全 体	酒 田 市	八幡町	松山町	平田町
乗用車(普通・小型)	57	25	18	7	7
貨物車(普通・小型)	69	51	1	7	10
軽四輪車(普通・貨物)	30	12	3	7	8
バス	38	13	10	7	8
し 尿 収 集 車	5	3	2		
塵芥収集車	8	8			
消防車	64	44	8	2	10
特 殊 車	52	26	9	7	10
合 計	323	182	51	37	53

3 債 権

区分	全 体	酒 田 市	八幡町	松山町	平田町
高齢者住宅設備資金貸付金	11,219,349				11,219,349
八幡町病院事業会計長期貸付金	99,460,285		99,460,285		
育英資金貸付金	99,297,750				99,297,750
合 計	209,977,384		99,460,285		110,517,099

協定項目 5	財産の取扱いについて	
調整方針(案)	1市3町が所有する財産及び債務は、すべ	て新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 企画財政部会 財政分科会

4 基 金

区 分		全体	酒 田 市	八幡町	松山町	(単位:円) 平 田 町	
(1)財政調整基金	現 金	1,579,572,869	910,470,472	121,214,397	160,514,000	387,374,000	
(2)市債管理(減債)基金	現 金	1,142,391,740	819,789,720	73,094,020	834,000	248,674,000	
	現 金	649,942,344	460,711,449	87,035,879	45,715,816	56,479,200	
(3)土地開発基金	貸付金	0					
(3)工心所无基业	土 地	1,025,045,273	803,106,553	74,507,114	80,506,606	66,925,000	
	計	1,674,987,617	1,263,818,002	161,542,993	126,222,422	123,404,200	
(4)総務、企画関係基金	現 金	847,452,799	798,567,359	47,921,440	730,000	234,000	
	現 金	2,315,571,941	2,095,597,142	95,249,799	2,545,000	122,180,000	
(5)施設整備関係基金	有価証券	103,222,000	103,222,000				
	計	2,418,793,941	2,198,819,142	95,249,799	2,545,000	122,180,000	
(6)健康、福祉関係基金 現 金		1,077,717,376	755,011,951	755,011,951 150,486,425		128,154,000	
(7)上下水道等関係基金 現 金		241,962,871	0	177,150,871	23,912,000	40,900,000	
	現 金	171,515,974	91,944,393	12,103,659	17,580,646	49,887,276	
(8)産業関係基金	貸付金	14,500,000	0	0	14,500,000	0	
	計	186,015,974	91,944,393	12,103,659	32,080,646	49,887,276	
	現 金	537,035,864	481,631,222	5,342,000	28,262,642	21,800,000	
(0) 数本 文ル関係甘今	有価証券	1,225,000	1,225,000	0	0	0	
(9)教育、文化関係基金	貸付金	13,382,000	0	0	13,382,000	0	
	計	551,642,864	482,856,222	5,342,000	41,644,642	21,800,000	
(10)国民健康保険給付基金 現 金		1,020,105,833	613,644,635	145,235,356	129,434,000	131,791,842	
合 計		10,740,643,884	7,934,921,896	989,340,960	561,981,710	1,254,399,318	

協定項目 5	財産の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 企画財政部会 財政分科会

地 方 債 残 高(平成15年度決算)

(単位:百万円、%)

			全体			酒 田 市			八幡町		松山町			平田町		
	区分	残高(A)	うち交付税 措置 (B)	(A)-(B)	残高(A)	うち交付税 措置 (B)	(A)-(B)	残高(A)	うち交付税 措置(B)	(A)-(B)	残高(A)	うち交付税 措置(B)	(A)-(B)	残高(A)	うち交付税 措置(B)	(A)-(B)
	普 通 会 計	63,681	28,962	34,719	48,307	19,437	28,870	6,298	4,024	2,274	3,063	1,811	1,252	6,013	3,690	2,323
	公共下水道事業	33,489	17,119	16,370	28,863	14,497	14,366	2,471	1,286	1,185	2,155	1,336	819			0
	農業集落排水事業	5,433	2,658	2,775	2,963	1,357	1,606	461	255	206	424	212	212	1,585	834	751
	合併処理浄化槽設置事業	175	93	82	50	25	25			0			0	125	68	57
焅	簡易排水事業	20	10	10			0			0	20	10	10			0
特別会計	水道事業	14,682	116	14,566	12,654	84	12,570			0	1,328	32	1,296	700		700
•	簡易水道事業	863	279	584			0	863	279	584			0			0
企業会計	病院事業	2,777	946	1,831	2,267	840	1,427	510	106	404			0			0
ĒΤ	介護保険事業	274	0	274	254		254			0			0	20		20
	旅客定期航路事業	159	57	102	159	57	102			0			0			0
	国保事業(施設勘定)	27	19	8			0			0	27	19	8			0
	飛島診療所	2	2	0	2	2	0									
	合 計	121,582	50,261	71,321	95,519	36,299	59,220	10,603	5,950	4,653	7,017	3,420	3,597	8,443	4,592	3,851

協定項目 5	財産の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 企画財政部会 財政分科会

債務負担行為の状況 (平成15年度決算)

	全	体	酒	日市	八帅	番 町	町 松山町			平田町		
区分	債務負担行為 限度額	平成 16 年度 以降の 支出予定額										
1.物件の購入等に係るもの	2,258,046	654,885	2,223,086	654,885					34,960			
(1)土地の購入に係るもの	2,034,960	525,735	2,000,000	525,735					34,960			
(2)その他の物件の購入に係るもの	223,086	129,150	223,086	129,150								
	1											
2.債務保証又は損失補償に係るもの	4,077,730		4,000,000				77,730					
(1)地方三公社に係るもの	4,074,000		4,000,000				74,000					
(2)その他に係るもの	3,730						3,730					
3 . その他	4,334,631	2,416,069	1,918,411	1,054,851	850,429	409,652	824,435	472,689	741,356	478,877		
(1)利子補給等に係るもの	1,460,689	783,949	1,354,953	744,528	61,255	22,053	14,029	8,371	30,452	8,997		
(ア)農林水産関係に係るもの	117,850	45,827	85,960	40,485	16,860	4,905	3,037	3	11,993	434		
(イ)商工関係に係るもの												
(ウ)住宅関係に係るもの	73,846	34,079			44,395	17,148	10,992	8,368	18,459	8,563		
(エ)その他	1,268,993	704,043	1,268,993	704,043								
(2)その他に係るもの	2,873,942	1,632,120	563,458	310,323	789,174	387,599	810,406	464,318	710,904	469,880		
合 計	10,670,407	3,070,954	8,141,497	1,709,736	850,429	409,652	902,165	472,689	776,316	478,877		